



令和7年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内^{（※1）}と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定^{（※2）}が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。

※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集

～医事薬事に関する業務に主に従事する職員～

1 応募受付期間・時間

- (1) 期間 随時
- (2) 時間 午前8時45分～正午及び午後1時～午後5時30分
- (3) 備考 日曜日、土曜日及び祝日は受付を行いません。

2 応募条件

次の(1)～(3)の条件の全てを満たす方

- (1) 薬事監視員^{（※3）}の資格を有し、4年制以上の大学における薬学、医学、歯学、獣医学又は理学の専門課程を修了した者

※3 薬事監視員

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、薬事監視員となることができない。

- 一 薬剤師、医師、歯科医師又は獣医師
- 二 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において、薬学、医学、歯学、獣医学、理学又は工学に関する専門の課程を修了した者であつて、薬事監視について十分の知識経験を有するもの
- 三 一年以上薬事に関する行政事務に従事した者であつて、薬事監視について十分の知識経験を有するもの

- (2) Word での文書作成や Excel での基本的な表作成及び関数の使用、電子メールの送受信、ファイル添付等のパソコン操作ができる者
- (3) 地方公務員法第 16 条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない者。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募方法

応募受付期間（時間）内に、下記の書類（各 1 部）を保健企画課（尼崎市保健所 7 番窓口）まで直接ご持参いただくか、郵送してください。

なお、随時募集のため、応募が終了した場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けることができませんのでご注意ください。

- (1) 尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験申込書
- (2) 大学卒業証書等の資格を証明する書類（写し可）
- (3) 小論文

4 採用予定日

面接試験時に個別に相談

5 採用予定人数

1 名

6 勤務条件

(1) 任期

任用開始日～令和 8 年 3 月 31 日

(2) 条件付採用期間

採用日から 1 か月間（勤務日数が少ないときなどは 1 か月を超える場合あり）

(3) 勤務場所

尼崎市保健所（尼崎市七松町 1-3-1-502）

(4) 職務内容

- ア 医事薬事に係る申請の受付・立入検査指導等業務
- イ 窓口及び電話対応、パソコン入力作業並びに台帳編綴作業等
- ウ その他所属長が必要と認める業務

(5) 勤務時間

週 4 日、30 時間

- ア 始業時刻 午前 9 時
- イ 終業時刻 午後 5 時 30 分
- ウ 休憩時間 正午から午後 1 時まで

エ 勤務を要しない日等

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 月曜日から金曜日までのうち所属長が認めた1日

(ウ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(エ) 年末年始（12月29日～翌1月3日）

オ その他 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

(6) 休暇等

年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり

(7) 給与等

ア 報酬月額 189,330円～202,960円（令和7年度の予定額）

※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。

イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり

ウ 賞与 期末手当及び勤勉手当を6月及び12月に支給（予定）

※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動があったり、支給要件に該当しなかったりする場合があります。

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり（健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用）

※ 適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

(10) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙

(11) その他

勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程（要綱その他の定めを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。

7 採用試験

(1) 試験日時 応募があり次第調整

(2) 試験場所 尼崎市保健所（尼崎市七松町1-3-1-502）

(3) 持参品 筆記用具

(4) 試験内容 小論文及び面接（小論文は、事前課題とする）

(5) 結果発表 試験から一週間以内に電話（内定者のみ）及び郵送により通知（予定）

8 留意事項

(1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。

- (2) 応募書類に記載の個人情報については、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (3) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

9 問い合わせ先（応募受付先）

尼崎市保健局保健部保健企画課

〒660-0052 尼崎市七松町 1-3-1-502

電話：06-4869-3010、ファクス：06-4869-3049

※ 上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。

【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】

（トップページ ＞ 市政情報 ＞ 職員募集 ＞ 会計年度任用職員募集）